

## 【18歳選挙権】 第7回

この6月に改正公職選挙法が成立し、18歳以上で選挙権をもつことになりました。来年の参院選から18、19歳も投票することになります。

これは〈子ども〉と〈大人〉の線引きが変わる問題で、憲法の根底にある人間観を考え直す問題でもあり、生活教育での教育観を深く考えて直していく問題でもあります。

「子どもの権利条約」では、〈子ども〉は18歳未満と定義され、また「児童福祉法」でも〈児童〉は18歳に満たない者です。世界や福祉の考え方とは整合性がとれてきています。しかし、〈成人〉の年齢（成人式）も18歳にするのか、お酒やたばこも18歳でよいかなど、まだ議論がはじまったばかりです。

現在、学習指導要領の改訂作業がすすんでいます。今回の目玉は、高校の改革で、「高等学校基礎学力テスト（仮称）」と「大学入学希望者学力評価テス



ト（仮称）」のふたつのテストの導入とともに、「歴史総合」や「公共」を新設の必修科目にするなどの科目変更もいわれています。これらも、18歳でほぼ名実ともに〈主権者〉になるという観点から、大幅に見直す必要があるのではないのでしょうか。

こういう中で、私たちの基本的視点となる「子どもの権利条約」を学び直すことが基礎的な作業になります。「子どもの権利条約」は深化しています。参考ホームページの一般的意見、特に「一般的意見14・自己の最善の利益を第一次的に考慮される子どもの権利」、「一般的意見10・少年司法における子どもの権利」は必読と思われれます。

（研究部・加藤聡一）

### 参考

「平野裕」の子どもの権利・国際情報サイト CRC 一般的意見  
／一般的討議勧告

<http://www26.atwiki.jp/childrights/pages/32.html>